



笑顔をつなごう

主任児童委員 活動ハンドブック

令和4年11月

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会

発刊にあたり

私たちは、2011年の東日本大震災、2020年よりの新型コロナウイルス感染症とここ10年で二度の歴史に残る災害を経験しました。大人はもちろんのこと子どもたちまでも、学校生活や日常生活が大きく影響を受けることになりました。社会はこうした大災害を克服すべく技術革新を進め、GIGAスクール構想で児童・生徒一人に一台のタブレットが与えられて自宅で授業が受けられるまで進化しています。しかし、一方ではヤングケアラー問題、SNSを使ったトラブル、スマホ・ゲーム依存など新たな課題が顕在化しています。

また、少子化による児童数の減少、先生方の働き方改革など、学校を取り巻く環境は益々厳しく複雑化しています。この激動する情勢に社会全体で考え協力し、出現する様々な課題に対応していかなければならない時を迎えています。

このような状況の中、地域の身近な相談相手の民生委員・児童委員、主任児童委員への期待は大きくなっています。とはいえ、まだまだ「主任児童委員になったがどんな活動を行えば良いのかわからない」「主任児童委員の活動がわかりにくい」などの声も聞こえてきます。

そこで、主任児童委員部会分科会1の委員が中心となり「埼玉県主任児童委員活動ハンドブック」を作成いたしました。

ハンドブック作成にあたり、福島県民生児童委員協議会の「主任児童委員活動ハンドブック」を参考にさせていただきました。この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回作成した「主任児童委員ハンドブック」は「民生委員・児童委員、主任児童委員活動ハンドブック」と併せて活動の際に活用して下さい。記載内容は多岐にわたっています。

ご所属の地域の実情に合わせて、地域に合った内容を選択し、ご自身のMyハンドブックとして使用していただければ幸いです。地域の未来を担う全ての子どもたちが皆、健やかに成長することを願っています。

令和4年11月

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会



もくじ

1 民生委員・児童委員とは…？	4
2 主任児童委員とは…？	5
3 関係機関との協働	6
4 主任児童委員として気をつけたいこと	8
5 主任児童委員を知ってもらうために	10
6 子育て支援	14
7 不登校支援や引きこもりの家庭への支援	18
8 児童虐待について	20
9 ヤングケアラーについて	24

参 考

参考1 支援が必要な世帯とつなぐ先	26
参考2 埼玉県の子育て支援	28
参考3 学校との連携	30
参考4 定例会について	31
参考5 職務の引継ぎ	32
参考6 主な連絡先	34



1 民生委員・児童委員とは…?

民生委員は児童委員を兼ねており、児童委員の中から主任児童委員が指名されるため、**民生委員・児童委員について説明します。**

- 民生委員制度は、大正6（1917）年に岡山県で発足した「済世顧問制度」やその翌年に発足した大阪府の「方面委員制度」を源とする歴史のある制度です。
- 民生委員は、昭和23（1948）年に公布された民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。児童福祉法によりすべての民生委員は児童委員を兼ねています。
- 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）には給与の支給はありません。任期は3年です。（再任可）
- 民生委員・児童委員は、全国共通の制度として、地域住民がもれなく民生委員・児童委員の相談・支援が受けられるよう厚生労働大臣が決めた基準（一定の世帯数）を踏まえ、市町村ごとに定数が定められています。全国で約24万人（うち主任児童委員は約2万1千人）、本県では定数9,608人（うち主任児童委員は定数718人）が活動しています。（人数は令和4年4月1日現在）
- 民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域において、高齢者や障がいのある方への安否確認、子どもたちへの声かけや見守りを行っています。また、介護の悩み、妊娠や子育ての不安、困窮による生活上の心配ごとなど様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関や学校などへのつなぎ役となっています。



2 主任児童委員とは…?

主任児童委員は、

平成6（1994）年1月、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、児童委員活動の一層の推進を図るべく制度化されました。当初は、法律では規定されず、厚生省（当時）の定める設置要綱によって創設されました。

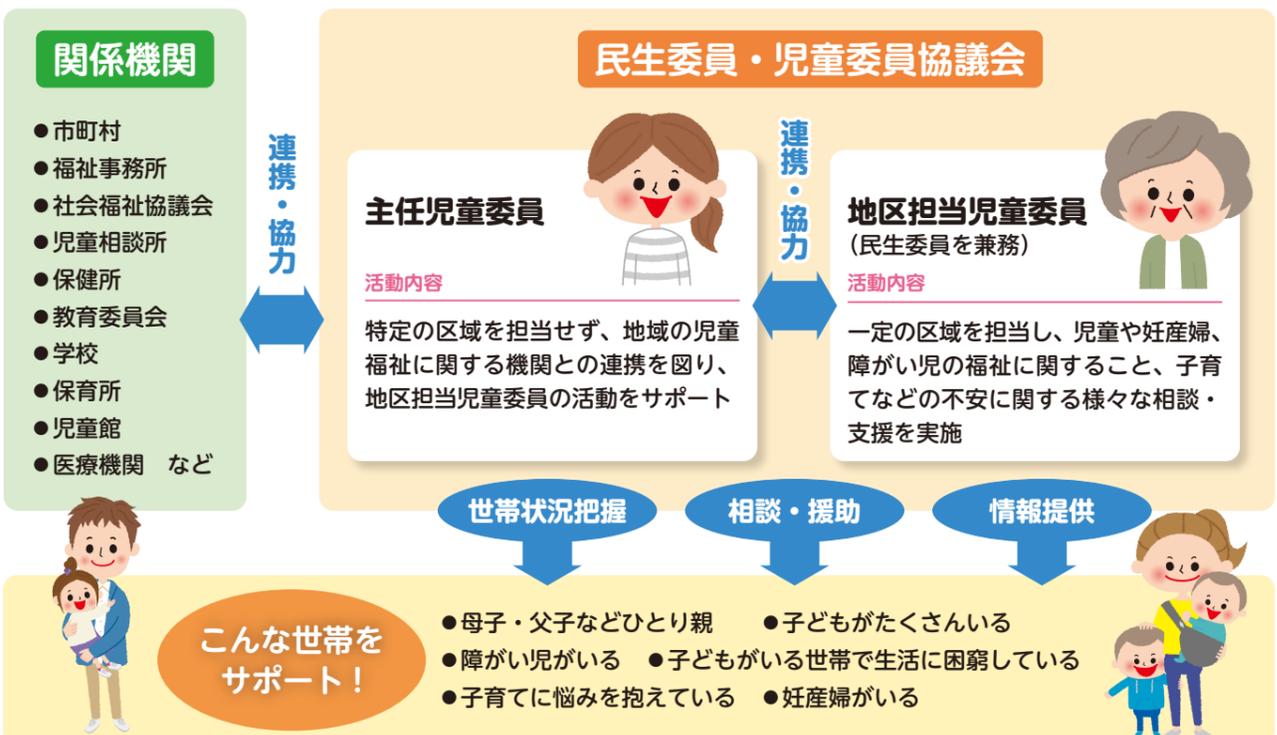
児童委員のうちから厚生労働大臣が指名

平成13（2001）年、全国民生委員児童委員連合会の要望もあり、その位置づけを明確にするために、児童福祉法第12条第3項（現在は第16条第3項）で、「厚生労働大臣は児童委員のうちから主任児童委員を指名する」と規定されました。

子どもや子育てに関する支援を担当する児童委員

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する児童委員（児童福祉を専門的に担当することから「主任児童委員」と呼ばれる）としてそれぞれの市町村にあって、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

全国
約2万1千人
本県
718名（定数）



3 関係機関との協働

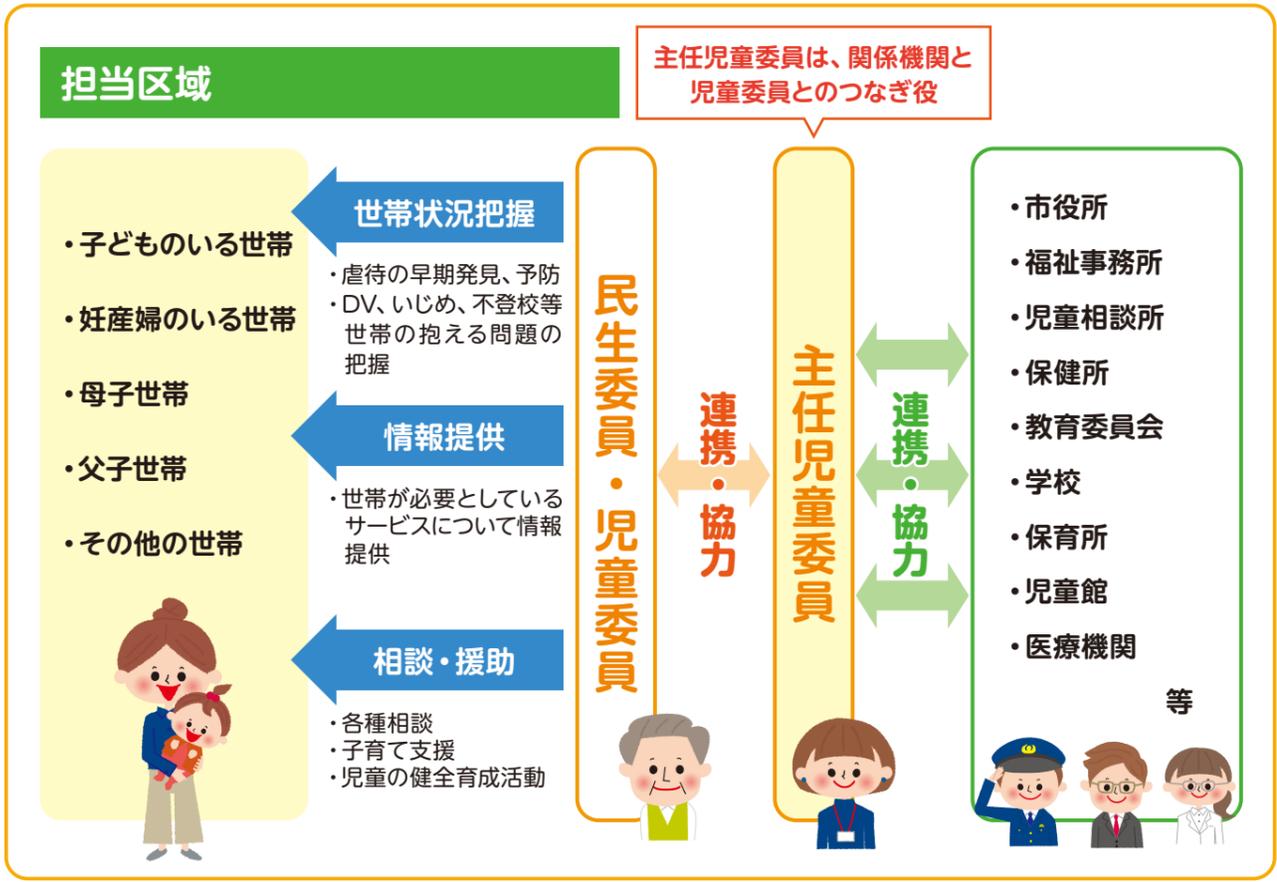
子どもや子育て家庭への支援にあたっては、区域担当の民生委員・児童委員が主に支援活動を行います。

主任児童委員は、民生委員・児童委員と連携・協力し、必要と思われる関係機関との協働を行うパイプ役（つなぎ役）です。

関係機関

主任児童委員は、相談を受けた家庭がどんな支援を必要としているのかを見極め、適切だと思われる関係機関へつないでいくことが大切です。

つなぎ先としては、市町村・福祉事務所・児童相談所・保健所（保健センター）・教育委員会・学校・幼稚園・保育所・児童館・医療機関・警察・民間団体など多くの機関があります。



主任児童委員としての活動のポイント

※子育て家庭への支援は多岐にわたりますので、地域活動に進んで参加するほか、定期的に学校等協働すべき関係機関を訪問することが大切です。

※主任児童委員は問題解決を行うのではなく、支援が必要と思われる方々と関係機関とのパイプ役（つなぎ役）です。

※子育て家庭が地域から「孤立」しないよう見守ることも重要です。

※主任児童委員活動として、子育てサロン・学校評議員・社協への協力活動・地域活動などがあるので、まずは参加して自分のことを覚えてもらうことも大切です。



（提供：上尾市）

メモ

.....

.....

4 主任児童委員として 気をつけたいこと

POINT! 地域の方々との信頼関係づくり

主任児童委員の活動を地域で円滑に行うためには、地域の方々との信頼関係を築くことがとても大切です。そのためには、「個人の人権・人格の尊重」「守秘義務」「個人情報・プライバシー保護」等に気をつける必要があります。

守秘義務

民生委員・児童委員には守秘義務があり、知り得た情報は外部に漏らしてはいけません。
 ちょっと家族に…。友達とのランチの時の話題に…。近所の方との立ち話で…。など十分気をつけましょう。
 ※民生委員法第15条参照
 (民生委員・児童委員 主任児童委員活動ハンドブック P36)



個人情報の保護・管理

個人情報が記載されている書類の管理には十分留意し、書類を活用する時は置き忘れや紛失に十分気をつけましょう。個人情報を第三者へ提供する場合は、生命等に関わる緊急時以外は、原則として本人の承諾を得ましょう。



メモ

学 び

所属する単位民児協定例会において、地域の状況を諸先輩方から教えてもらいましょう。また、外部で開催される研修会には積極的に参加し、自己研鑽しましょう。



傾 聴

相手に寄り添い、相手の話や気持ちを丁寧に聴き、受け止めましょう。



関係機関との連携

主任児童委員は、市町村行政・社協や児童相談所、学校・幼稚園・保育所等関係機関（P6参照）と地域の親や子どもとのつなぎ役です。日頃から顔の見える関係づくりをしていくことが大切です。



メモ

5 主任児童委員を知ってもらうために

主任児童委員制度は、平成6(1994)年に創設されましたが、地域の人にはまだまだ知られていません。機会をとらえて、各地域で広報活動を行うことが大切です。専門用語を使わずわかりやすい言葉を使って広報活動をしましょう。

広報活動例として…

各地域の実情に即して、自分が所属する単位民児協、行政、社協の協力を得ましょう。広報活動にあたり、主任児童委員であることがわかるもの(名札や身分証等)を携帯し、服装も相手や時と場所に合わせましょう。

- ① 担当する学校や幼稚園・保育所への挨拶
必要に応じて単位民児協会長に相談のうえ、PRパンフレット等を持参 (P30参照)
- ② 町内会(自治会)会長へ挨拶
単位民児協会長と共にPRパンフレット等を持参
- ③ 行政の広報紙等を活用し全戸配布(または回覧版)
民生委員・児童委員氏名と担当地域、主任児童委員氏名、活動内容等を掲載
- ④ 主任児童委員の広報紙を作成し掲示を依頼
・公民館等公共機関、学校関係
・医療機関、子育て支援センター
・ショッピングセンター、コンビニ等
- ⑤ 民生委員・児童委員活動強化週間(民生委員・児童委員の日である5月12日からの1週間)
地域の方にPRパンフレットや啓発グッズ配布、学校・幼稚園・保育所訪問等
- ⑥ 地域の行事(文化祭等)での広報
ユニフォーム等があれば着用してPR、相談コーナーの設置等
- ⑦ 地域の各種総会に出向いての広報(住民に向けて)

メモ

主任児童委員として自己紹介する場合は、下記を参考にしてください。

〈文例〉
 私は、〇〇(市町村)の主任児童委員の△△です。

- ・厚生労働大臣より委嘱されました民生委員・児童委員の中で、妊産婦と18歳までの子どもとその保護者の子育て応援団のような仕事をしています。
- ・子育てに悩んでいる人にいろいろな福祉サービスを紹介する他関係機関につなぐ役目をしています。
- ・守秘義務があり秘密は守りますのでご相談ください。

地域の方に話す場合は、地域の子どもは地域全体で守り育てていくことを理解していただくために、上の文例に下記の内容を追加するのもいいでしょう。

- ・今年度の学校の情報(入学者数等)の提供や子どもたちの見守り(挨拶等)のお願いをする。
- ・次のようなことを耳にした時は、遠慮なく相談していただくようお願いをする。(遅くまで公園で遊んでいる子、衣服がいつも汚れている子、夜泣きが異常、大声での叱咤や泣き声等)
- ・連絡先がわからない時は、児童相談所全国共通ダイヤル「189」があるという情報も教える。

外国人の方にも認知してもらうために英語版でチラシを作るなど、より対象者を絞ったPRも効果的です。



Activities provided by the Chief Commissioned Child Welfare Volunteers:
主任児童委員活動による活動

Chief Commissioned Child Welfare Volunteers are a panel of experts in charge of problems concerning children mainly from new born to 18 years old for the sake of their sound growth.

District in Charge: Demarcation Map
担当地域: 区別図

We, the Chief Commissioned Child Welfare Volunteers (Shunin Jido-ian), will Assist You!
私たち主任児童委員が応援します!

©三郷市 2009

Misato City Council of Welfare Volunteers and Child Welfare Volunteers Liaison Group of Chief Commissioned Child Welfare Volunteers
三郷市民生委員・児童委員協議会
主任児童委員連絡会

Secretariat: Section in charge of Welfare Volunteers and Child Welfare Volunteers, Department of Welfare Services, Misato City Hall

Phone: 048-930-7775 (direct line)
 事務所: 三郷市福祉課 民生委員・児童委員部
 電話: 048-930-7775 (直通)

(作成: 三郷市)

PRパンフレットの作成について

主任児童委員のことを知ってもらう方法の一つとして、PRパンフレットを活用してみませんか？

すでにPRパンフレットを活用している市町村から資料を提供していただき、まとめてみました。

1 掲載内容について

(1) 事例紹介

データはこちらからダウンロードできます。



■ 上尾市

■ 蓮田市

担当地区	小学校名	氏名 (TEL)
蓮田南小学校区	蓮田南小学校	〇〇 〇〇 1123-4567 〇〇 〇〇 021-7654
	蓮田中央小学校	△△ △△ 697-4543 〇〇 〇〇 010-6543
蓮田北小学校区	蓮田北小学校	* 〇〇 456-6789
	蓮田西小学校	〇〇 〇 789-9123
蓮田東小学校区	蓮田東小学校	〇〇 〇〇 687-7654
	蓮田西小学校	△△ △△ 010-3210
蓮田西中学校区	蓮田西小学校	〇〇 〇〇 021-1111
	蓮田中学校	〇〇 〇〇〇〇 1123-6876

(2) 特に多かった共通点

- ・表紙には市町村のマスコットキャラクターなど親しみやすいイラストが描かれていた。
- ・主任児童委員の身分（位置づけ）と役割が明記されていた。
- ・守秘義務について触れていた。
- ・市町村の担当窓口の連絡先が記載されていた。

(3) 各市町村の掲載事項例

- ・主任児童委員の身分（位置づけ）と役割
- ・守秘義務があること
- ・市町村の担当窓口の連絡先

※多くの市町村で記載しており、必須事項かと思えます。

- ・「こんなことに困っていませんか？」具体的な事例
- ・活動内容
 - ・〇年〇月〇日現在
 - ・子育てサロン
- ・相談先（市町村行政）
 - ・ネットワーク（相関図など）
 - ・地区割図
- ・民生委員・児童委員との役割分担

- ・主任児童委員の連絡先
- ・学校ごとの担当者名

※個人情報につき、市町村で検討の上、慎重に判断しましょう。

- ・主任児童委員ってどんな人が選ばれるの？

2 作成時の工夫について

- ・キャッチコピーを見やすい位置に大きく載せる。
（主任児童委員ハンドブックのキャッチコピーも可）
- ・子どもでも読めるようにふりがなを振る。
- ・イラストは母子になりがちだが、父も載せる。
- ・読み手が相談しやすくなるよう最後に語りかける。
例) 「守秘義務があるので安心してご相談ください。」
「どんなことでもお気軽にご相談ください。」
「気になるご家庭がありましたらお知らせください。」
- ・解決役ではなくつなぎ役としての役割をはっきりわかるように記載する。
- ・連絡先は行政の担当課にすると、窓口を一本化できる上、個人情報を守る。
- ・イラストとあわせて文字を少なめにすると情報が頭に入りやすくなる。
- ・地域の状況にあわせ、外国語版のパンフレットの作成も検討してみる。
- ・カラー用紙を使う。
- ・A5サイズ (A4 両面 二つ折り)

地域の実情に合った
オリジナルのパンフレットを作ってみましょう！



6

子育て支援

社会全体で支援することが子育て支援です。

子育て中の親子をとりまく環境

多胎児で大変

親が働いていて頼れない

障がいがあり不安

子育てに関する知識が継承されていない

など様々な理由

自分の育った市町村以外で子育て中

隣近所とのかかわりが減ってきた

親の介護をしていて大変

以上のように様々な要因から子育て中の親子が孤立し、悩みや不安が解消されず虐待につながるような事案もあります。

主任児童委員にできること

- 子育てに関する情報を提供します。
- 子どもや親を地域の関係機関につなぎます。
- 子育てサロン（広場）への参加、協力をします。
- 子育て支援のための居場所づくりなどをします。

大切なこと

- ・ 親の話（悩み）を聴き、否定しないこと。
 - ・ 親の負担にならない範囲で手助けすること。
 - ・ 押しつけにならない程度の知識を伝えること。
 - ・ 子育ては大変なのでいつでも相談してほしいと伝えること。
 - ・ 子育てをしている仲間ができるように支援すること。
- …などです。

子育てサロン、子育て広場とは？

子育て中の親子が気軽に集え、子育てに関する情報や、地域の情報を知ることができ、また、仲間づくりのきっかけとなる場所です。

子どもの居場所とは？

家でも学校でもない安心して過ごせる第3の居場所

子ども食堂・地域食堂	無料学習塾	プレーパーク
ご飯を食べるだけではない “地域とつながり、信頼できる人と出会える場”	地域のボランティアが子どもたちに無料で勉強を教える “現代の寺子屋”	プレーリーダーの見守りの下、子どもたちが自ら考え自由に遊ぶ “冒険遊び場”

民間団体の創意工夫によって、様々な居場所が展開されている

- * 埼玉県の子育て支援に関する施策はP28～29を参照してください。
- * 地域の関係機関（主な相談窓口）はP34～36を参照してください。

子育て支援は、地域のみんなで協力し合い、地域ぐるみで行うことが大切です。
「見守る目」「聴く耳」「支える手」があることです。
家族も含め地域ぐるみで子育て支援をしていくために、主任児童委員は地域や関係機関と連携して、住みよい地域づくりに協力していきます。

この地域で子育てができて良かった
この地域だから、安心して子育てができた
この地域でたくさんのお友だちができた
親も子も、たくさんの方々に見守られて成長できた

こんな言葉が聞かれることを願って、私たち主任児童委員は日々活動していきましょう。

メモ

活動事例

主任児童委員の存在を知ってもらう

子育てに悩んでいる保護者や妊産婦に私たち主任児童委員の存在を知ってもらうための活動例です。悩んでいても、顔の知らない人には、相談しにくいものです。

妊娠中

妊娠がわかり、日ごとに大きくなるお腹に幸福を感じている頃ですが、夫婦間・貧困・妊娠中の悩みがある人がいるかもしれません。

- ・母子健康手帳の中に「養育の悩みや生活の不安」の相談先に主任児童委員の項目が記載されている場合もあります。手渡す時に一言添えてもらう方法もあります。
- ・母子健康手帳にPRパンフレットを挟み込む方法もあります。長期間利用しますので有効です。この場合は取り次ぐ関係機関の電話番号を載せます。
- ・特定妊婦（出産前から特に支援が必要とされる）や不安を持った妊婦の相談（傾聴等）にのる方法もあります。

赤ちゃん誕生

無事に産まれて、日に日に成長する姿はとても微笑ましいですが、子育てやしつけの悩みがあるかもしれません。

- ・乳児家庭全戸訪問（生後4ヶ月の乳児家庭の状況把握）主任児童委員が関わることができれば、長期的に支援ができますので、とても有意義です。保健師等専門職が担当している地域でも「気になる家庭」の情報をいただくと有効です。
- ・乳幼児健診のお手伝いや子育てサロン活動
お手伝いの中で主任児童委員の広報ができると良いです。「かわいい赤ちゃんですね」と声掛けしてみてもいいかもしれません。未受診家庭の情報をいただくと見守りができます。

メモ

入園・入学

この時期に、仲間づくり、いじめ、不登校等に悩むかもしれません。入学（園）すると第三者の関わりが増えることにより虐待の早期発見につながる場合もあります。

この時期に行っておきたい活動例

※無理ない程度に活動・参加しましょう!!

- ・入学（園）説明会での広報活動（保護者向け）
- ・学校行事（入学式、運動会等）、学校訪問（先生との情報交換）
- ・挨拶運動、放課後や公園パトロール等見守り活動
- ・放課後子ども教室、子ども会行事、子ども食堂等協力

アドバイス

あなたの地域にも、子どもに関わる活動はたくさんあります。まずは、自分のできることから始めるのが、長続きのコツです。継続してこそ、地域の人たちに主任児童委員の存在が周知されます。



内側は

メモ

7 不登校支援や引きこもりの家庭への支援

— 児童憲章 6 —

すべての児童は、就学のみちを確保され、
また、十分に整った教育の施設を用意される

すべての児童（生徒）が毎日登校し、明るい学校生活を送ることが理想ですが、現実には不登校ぎみから長期不登校まで様々な事例があります。

1. 学校を訪問する

- ① 学校との信頼関係を築くためには、新年度が始まり落ち着いた頃、主任児童委員が中心となり学校を訪問し、校長先生から話を聞くことが大切です。
- ② その際は、名刺やパンフレットを持参しましょう。

2. 不登校の要因となるものは

- ① 家庭環境、貧困、いじめ、友人関係、勉強がわからない、情緒不安定等様々です。
- ② 大人からの身体的・心理的・性的虐待等もあります。

3. 対応のしかた

- ① なんといたって学校からの連絡
登校していないというのは学校でわかることですから、学校からの連絡が第一段階です。
- ② 学校へ行き、子どもの様子や経過を聞きます。
- ③ 個人情報の取扱いに注意し、見守り活動を行います。
- ④ **学校から依頼があった場合には**、担任または地区担当の児童委員と一緒に家庭を訪問します。
- ⑤ その後は主任児童委員または児童委員が複数人で訪問します。

4. 会話の心得

- ① 子どもや親との接触を多くします。
- ② 子どもや親の気持ちに寄り添い、言葉や考え方をありのままに「受け止める」ようにします。（評価したり否定したりしない）
- ③ すぐに登校すべきだという発言は控えます。
- ④ 将来の夢や希望、趣味・特技等の会話ができれば登校するきっかけになるかもしれません。
- ⑤ 関係機関と連絡を密にし、一人で悩まないようにします。



地域の方からの情報は大切

「日中公園や店の中に子どもが一人でいた、一人で夜遅く歩いていた。…等」
このような場合は危険信号なので、ただちに学校に連絡することが大切です。

5. 本人や家族とどのようにして接触するの？

- ① 担任と一緒に訪問し、留守の時は後日訪問する旨を書いたメモを置いてきます。
- ② 祖父母など親族がいれば、会って家での生活の様子を聞きます。

6. 本人や家族とどんなことを話すの？

- ① 家での生活の様子について（内容は否定しない）
（例）「家の中で何をしているの？」「趣味は？」「友達は来るの？」「好きなゲームは？」「好きなテレビは？」「好きな本は？」「将来の希望は？」など…。
- ② 学校行事について
（例）「運動会、修学旅行、球技大会、遠足があるね。」
（参加してみたい気持ちにさせるために）



相談できる窓口などの紹介

学校の教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター、家庭児童相談室などを紹介することも大切です。

7. 少しずつ登校するようになった時の配慮は？

- ① 登校したときはできるだけ親しくなることを心がけます。
学校から連絡をもらう⇒学校へ行ってみる⇒保健室の養護教諭とも連絡をとり一緒に話しかける。
- ② 親と会うチャンスをつくります。
親が悩みを話すような雰囲気をつくりましょう。
親の立場を理解し、真剣に話を聞き、批判はしないようにしましょう。

**親も子どもも決して一人ではないことを
わかってもらいましょう！**

メモ

8 児童虐待について

児童虐待とは？

子どもを守るべき保護者（親や養育者）が子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもの虐待は大きく4つに分類されていますが、これらが重複して起こっていることが少なくありません。

- 身体的虐待：児童の身体を殴る、蹴る、火傷など外傷が生じるおそれのある暴力を加えること等
- 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること等
- ネグレクト：保護者として食事を与えない、着替えも十分にさせない等の育児や保護を著しく怠ること等
- 心理的虐待：産まなければ、生まれてこなければよかったなど著しく心理的外傷を与える言動を行うこと等

虐待に気づく早期発見ポイント

養育者側の側面

- ・ 妊娠の届出がなく、母子健康手帳が未発行である。
- ・ 妊婦健康診査が未受診、又は受診回数が極端に少ない。
- ・ 乳幼児健康診査や就学時健康診断が未受診である。
- ・ 養育者がDVの問題を抱えている。
- ・ 訪問しても子どもに会わせてもらえない。 …など



子どもの側面

- ・ 身体、特に顔や首、頭などに外傷が認められる。
- ・ 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる。
- ・ 子どもが学校、幼稚園や保育所に来なくなった。
- ・ 兄弟に虐待があった。
- ・ 身体から悪臭がする、同じ服を毎日着ている。
- ・ 施設等への入退所を繰り返している。 …など



生活環境等の側面

- ・ 近隣住民から、様子が気になる旨の情報提供があった。
- ・ 生活上何らかの困難を抱えている。
- ・ 孤立している。
- ・ 借金などで転居をくりかえす。 …など



地域で見守り児童虐待を防ぐお手伝い !!

「児童虐待」を防ぐには、さりげない手助けや見守りが児童と養育者を支えます。虐待がおきる背景には「育児疲れ」「児童本人と養育者の人間関係」「経済的困窮」など様々な要因があります。家庭内でおきている虐待を受けた子どもの声は、届きにくい状況にあります。早期発見に向けて、社会全体が児童虐待問題に対する深い関心と防止への理解を得られるよう、主任児童委員として活動することが大切です。

児童虐待の早期発見と対応のために行う主任児童委員活動の一例

- ① 学校、幼稚園、保育所を定期的に訪問することで、信頼関係ができ、情報が得やすくなります。
- ② 地区懇談会や地域の行事などに参加して、児童虐待問題に関心を高めてもらえるようお話ししましょう。
- ③ 登下校の見守りの中で、子どもの様子をみましょう。

深刻な問題になっている「児童虐待」の早期発見・対応と養育する家族への支援や地域での見守りの大切さを呼びかけましょう。

虐待かな？こんなときには直ぐ電話「189」

- (児童相談所全国共通ダイヤル)
- ・ あの子もしかしたら虐待をうけているのかしら…
 - ・ 子育てが辛そうで子どもにあたっている…
 - ・ 近くに子育てに悩んでいる人がいる…



子どもの激しい泣き声や大人の怒鳴り声をする

- ・ 警察「110」へ電話し対応してもらいましょう。

未成年の妊娠、望まない妊娠など悩んだら直ぐに相談

- ・ 妊娠 SOS「0120-783-449」 熊本県の慈恵病院運営「こうのとりのゆりかご」電話相談

知っておきたいこと



「子ども虐待防止 オレンジリボン運動」

児童相談所や自治体の取り組みだけでは虐待は防ぎきれません。児童虐待を無くしたいと賛同する市民一人一人がリボンを付けることにより、社会を動かす大きな力になるようにと願う市民運動です。
(後援：内閣府、厚労省、文科省等)

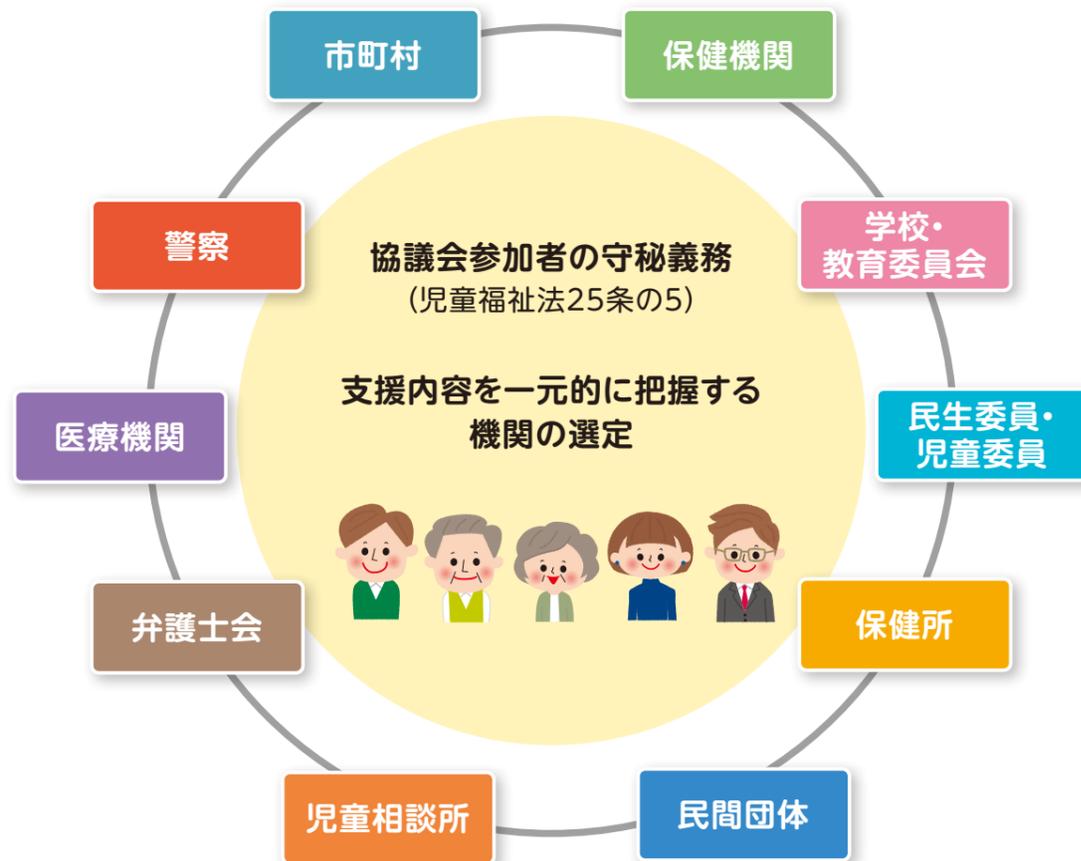
メモ

要保護児童対策地域協議会

平成16(2004)年の児童福祉法改正により、市町村に要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が設置されることになりました。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行う協議体で市町村などに設置されています。

その構成員は、「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者」とされ民児協もその一員となっています。令和2(2020)年4月1日現在、民児協が参画する地域協議会は全国で92.2%に上っています。(厚生労働省調査)

要保護児童対策地域協議会の構成員 例示



※厚生労働省
「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル」より

個別ケース検討会議

特定の事例について、その子どもに関わりをもっている担当者や今後関わる可能性のある関係者により開催され、主任児童委員も会議に出席する場合があります。

要保護児童対策地域協議会の例

ひとり親世帯で、子ども3人の4人暮らし、親が病気がちであり、子どもが学校を長期欠席していました。

担任の先生が家庭訪問しても、子どもに会うことができず困っていました。家庭状況も子どもを養育できるような環境ではなく、電気・水道・家賃全てが未納で生活ができない状況でした。

部屋はゴミ置き場状態でゴミの中に布団をしき寝ていました。電気が止められ食事も1個の弁当を4人で食べている状態でした。

※主任児童委員に対して、子どもが長期欠席している様子を見て欲しいと学校から連絡がありました。

ここからこの家庭への支援が始まりました。

まずはこの家庭の地区担当の民生委員・児童委員が所属する民児協と連携し状況を確認しました。学校の校長先生や教頭先生とも協力しながら、行政機関と連携の上状況を確認したところ、「この家庭への支援は、緊急に対応しなければ危険である」と判断されました。そこで「要保護児童対策地域協議会」が招集され、検討の結果分担して支援を行うことになりました。

この家庭への支援方法を検討するため「個別ケース検討会議」も数回開催されました。

アドバイス

地域の中で活動しながら、子どもたちが「安全安心」に暮らせるように「見守る」ことが主任児童委員の重要な役割ですが、子どもを「守る」ことも忘れないで活動することも大切です。



メモ

9 ヤングケアラーについて

埼玉県では、全国に先駆けてケアラー支援条例が施行されました。

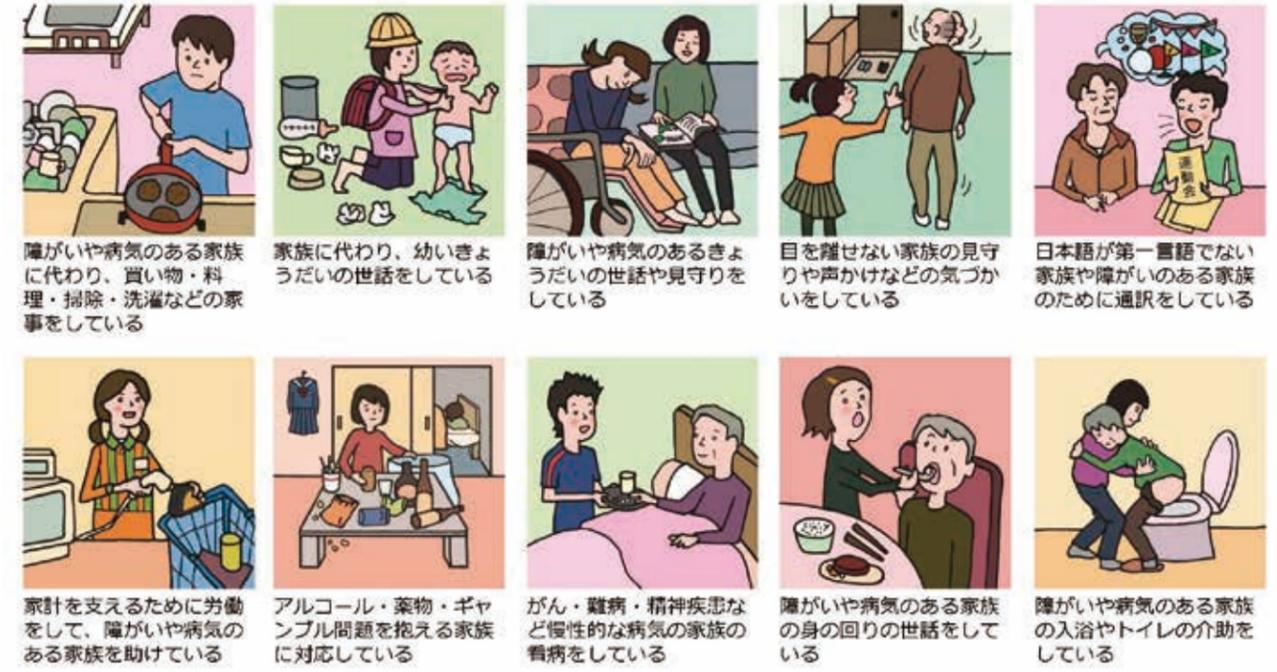
1. 埼玉県ケアラー支援条例での定義

ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18歳未満の者

2. ヤングケアラーとは（一社）日本ケアラー連盟

ヤングケアラーはこんな子どもたちです
 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration : Izumi Shiga

3. ヤングケアラーハンドブック

小学4～6年生児童、中学生、高校生、教職員に「ヤングケアラーってなに？」というハンドブックが配布されています。



※下記ホームページにてハンドブックのダウンロードができます。また、各市町村のヤングケアラー支援窓口の一覧表も掲載されています。

ヤングケアラーハンドブック「ヤングケアラーってなに？」
 (埼玉県 福祉部 地域包括ケア課)

4. ヤングケアラー支援における留意点

- (1) 「ヤングケアラー」であることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応
 ー 支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要
- (2) ケアを担っていることを否定しない
- (3) ヤングケアラーであることを公にほしくないケースに対する配慮
- (4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要
- (5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも検討
- (6) 「家族調整」が必要

**ヤングケアラーへの理解を深め、
 関係機関と連携をして、支援につなげましょう！**

メモ

参考
1 **支援が必要な世帯とつなぐ先**

主任児童委員は、様々な支援を必要としている世帯が抱えている「心配ごとや悩みごと」を気軽に相談できる身近な存在であることを知ってもらうことが大切です。

気になる世帯を把握するには

- 要保護・準要保護世帯やひとり親世帯（児童扶養手当支給世帯）の情報は行政又は関係機関に問い合わせましょう。
- 地域の小・中学校、幼稚園や保育所との連絡会議等で、教員やスクールソーシャルワーカーなどと、経済的に困窮状態にある世帯など、気になる子どもの情報について共有することも必要です。

気になる世帯とのかかわりかたは

- 「いつ行っても留守で会えない」からといって焦る必要はありません。無理に会う必要もないのです。「主任児童委員が訪問したこと」「心配ごとを相談できる人が身近にいること」を知ってもらうだけで十分です。
- 地域で行われている「子育てサロン（広場）」や市町村のイベントのチラシ等に一言添えてポストに入れ、主任児童委員は地域の子どもたちのために、様々な活動をしていることを知っていただくのも重要です。

具体的な相談を受けた場合は

「心配ごとや悩みごと」に応じて、様々な相談窓口があることを教えてあげましょう。また、了解を得た上で事前に窓口へ情報を提供するほか、一緒に相談に同行する等して信頼関係を構築するようにしましょう。

メモ

.....

.....

.....

.....

相談窓口や活用できる各種事業例

事業内容により有料と無料又は要件などが有りますので、事前に行政や社協に問合せ確認しましょう。

子育てや仕事で悩んでいる世帯

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 子ども家庭相談センター | (6) 母子家庭等就業自立支援事業 |
| (2) 地域子育て支援センター | (7) 各種子育て・育児サークル |
| (3) 一時保育事業 | (8) 子育てサロン |
| (4) ファミリーサポートセンター | (9) ホームスタート事業 など |
| (5) 産後ヘルパー派遣事業 | |

経済的に生活が大変な世帯

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 児童扶養手当 | (6) 高等職業訓練促進給付金 |
| (2) ひとり親家庭医療費の助成 | (7) 自立支援教育訓練給付金 |
| (3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | (8) 生活困窮者自立相談支援事業 |
| (4) 生活福祉資金貸付事業 | (9) 生活保護制度 など |
| (5) 就学援助制度 | |

知っておきたいこと

- **要保護世帯**とは生活に困り保護が必要な世帯で、生活保護受給者も含まれます。**準要保護世帯**とは、要保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯のことです。
- **就学援助制度**は、多くの方が利用している制度です。生活保護を受給する程ではないが、子どもの教育費や給食費を払えない場合等に保護者に補助する制度なので、困窮している保護者の方に情報として提供しましょう。
※補助対象例：給食費、学用品、体育実技用具、通学用品、通学費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、新入学児童生徒学用品など
- **特定妊婦**とは、収入不安定、精神疾患、望まない妊娠をした場合などで、出産後の子どもの養育について出産前に支援が必要な妊婦のことです。



※詳しくは行政又は学校に問合せしましょう。

参考
3 学校との連携

子どもの貧困や虐待、いじめ、不登校等の児童・生徒の課題に対して、学校と連携して取り組みましょう。

1. 学校と連携する意義

- ・ 学校は、地域の児童・生徒の状況を把握できる。
- ・ 活動をすすめるうえで、子どもたちの「身近なおとな」、地域の「子育て応援団」となる機会ができ、子どもたちの健全育成や課題の発見につながる。
- ・ 児童委員・主任児童委員が地域に持っている様々なネットワークを活用して、学校と家庭・地域のつながりを豊かにすることができる。

2. 学校の特性を踏まえた関係づくり

- ・ お互いの「子育て・健全育成・教育」の理念を共有する。
- ・ 学校は、法制度による制約があり、価値観が硬直化しやすい環境であることを自覚し、風通しの良い関係づくりをする。
- ・ 児童・生徒の「気になる」行動や様子から早期発見と早期対応につながる関係づくりをする。
- ・ 児童委員・主任児童委員は、第三者の立場で学校と家庭の両方に関われる。

3. 学校との連携を円滑にするために

- ・ 学校運営協議会、要保護児童対策地域協議会、青少年健全育成協議会などの会合や地域行事、登下校の見守りや学校ボランティア活動等をとおして学校と顔なじみの関係をつくる。
- ・ 学校行事や授業参観、PTA活動等の機会に学校から児童・生徒、保護者に紹介してもらう。
- ・ 学校との定例懇談会を開催し、情報交換や課題についての活動を協議する。

4. 学校との連携を深めるために

- ・ 活動のふりかえりを定期的に行い、学校と共有する。
- ・ 活動に必要な地域の社会資源やネットワークの輪を共に探し広げる。
- ・ 活動の持続性、安定性を図るための方策を整える。



参考
4 定例会について

毎月開催される単位民児協の定例会に、積極的に参加しましょう。
行政からの連絡や地区内の状況、課題等を話し合うことで解決へとつながります。
また、情報交換の中で委員の悩み等も話し合うことで精神的な負担軽減にもなることでしょう。

児童委員と協力関係が薄いと思われるときは…。

- ・ 会長に依頼して、定例会の議題に「主任児童委員からの報告」の時間を設けてもらいましょう。
- ・ 児童関係のイベント案内などを行い、地区担当の児童委員の参加を勧めましょう。

定例会で何を発表したら良いの？

(例えば)

- ・ 主任児童委員としての研修会等の報告（新しい情報）。
- ・ 挨拶運動をして気づいた子どもの様子。
- ・ 不登校の中学生が、〇〇をきっかけに登校できたこと。
- ・ 学校から依頼された安否確認について。
- ・ 今、支援をしていて悩んでいること。
- ・ 児童関係のイベントの案内。

*子どもに関する情報は、特に守秘義務に注意しましょう！



子どもに関わることを報告することにより、児童委員が主任児童委員の活動をより理解していき、地域の子どものいる家庭の情報も届くようになることでしょう。
児童委員と主任児童委員が協力しあうことがとても大切です。

大切なこと

- 子どもたちを「地域の宝」として見守っていく大切さを「地域の方々」に発信していかなければいけません。
- 定例会の中で福祉サービスや制度等について学びながら、地域に住んでいる私たちだからこそできる「切れ目のない継続的な支援」と「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指しましょう。
- 今後、高齢化が進み、益々見守りや支援が必要となるため、私たちも民生委員としての活動（協力）をしていくことが大切です。

参考 5 職務の引継ぎ

主任児童委員の任期は3年と決められています。3年毎に一斉改選の手続きが行われ、委員が交代した場合でも活動は後任の委員に引き継がれていくことが重要です。活動している地域内の情報は、交代時に後任者が困らないように前任者ができる限り引き継ぎましょう。

また、個人情報に関する書類等を多く取り扱っていますので、必要な情報のみ引き継ぎ、不要な情報については退任する際に適切に処分しましょう。

なお、退任後も在任中に知り得た個人情報を漏らすことはできません。

引継ぎについての留意事項

引継ぎの準備

- ・ 今までの活動を振り返り、関係書類の点検・整理をしておきましょう。
- ・ 後任の方がすぐに活動できるように、関係書類には最新の情報を記録しておきましょう。

個別のケース

- ・ 支援している対象者については、継続的な支援ができるよう、書類を引き継ぐだけでなく、具体的な経過等も引き継ぐことが大切です。
- ・ なお、引継ぎに当たっては、後任の委員に引き継ぐことを事前に支援対象者本人に伝え同意を得るなど、プライバシーへの配慮をお願いします。
- ・ 活動に必要な個人のプライバシーに関する情報は、引き継がないようにしましょう。
- ・ 委員と支援対象者との「信頼関係」も引き継ぐようにし、共にあいさつに回るなど新任委員・支援対象者双方に安心感を与えられるよう心がけましょう。
- ・ 退任後も後任者へのアドバイスやサポートをできる限りお願いいたします。

地域特性等

地域の特性である行事や会議及び関係機関の情報等も引き継ぎましょう。

引継ぎチェックリスト

1. 返還するもの

- ・ 民生委員・児童委員証
- ・ 民生委員バッジ
- ・ 市町村へ返還するもの（主任児童委員身分証等）
- ・ その他返還を求められたもの

2. 後任者へ引き継ぐもの

- ・ 担当学区に関する情報（複数の主任児童委員が分担する場合等）
- ・ 児童票
- ・ 個人情報に関する書類
- ・ その他市町村により引き継ぐ必要があるもの

新任委員へのアドバイス

- ・ どう活動したらよいのか分からない状態なのは当たり前です。できることから少しずつ始めましょう。
- ・ 活動の内容、範囲、心構えや児童福祉、地域の学校・幼稚園・保育所や関係機関等の情報について先輩委員に聞きましょう。
- ・ 地域福祉活動や行事、会議などできるだけ具体的に説明を受けましょう。
- ・ 継続して支援をしている対象者へは、担当地区の民生委員・児童委員と一緒に訪問をし、切れ目のない活動ができる環境を整えましょう。
- ・ 学校等関係機関に訪問した際は、単位民児協会長や先輩委員から新任委員の紹介をしてもらい、引継ぎが円滑にできるようにしましょう。
- ・ 先輩委員に定例会などに出席した時の状況や疑問、主任児童委員としての活動のポイント等も聞きましょう。

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

参考
6 **主な連絡先**

相談があった際に紹介できるよう行政等の相談窓口をあらかじめ調べておきましょう。

1. 市町村行政の相談窓口（調べて記入しましょう）

区分	内容	名称	電話番号
児 童	子育て支援、児童手当、 保育所、子ども・若者相談等		
保 健	母子保健、各種検診、 予防接種、健康相談等		
教 育	幼稚園、小学校、中学校、社 会教育等〈教育委員会〉		
戸 籍	戸籍手続き等		
環境衛生	ごみ、リサイクル、 ペット(犬等)の登録等		
生活保護	生活保護等		
生 活 困 窮 者	経済的困窮、就労関係相談 支援、子どもの学習支援等		
年 金・ 医 療 費	国民健康保険、国民年金、後 期高齢者医療、助成等		
人 権・ 住民相談	無料法律相談、 全般的な住民相談等		
税 金	住民税等		
高 齢 者	高齢者福祉全般		
	介護保険手続き等		
	総合相談、虐待、介護予防 〈地域包括支援センター〉		
障がい者	総合相談、 障がい者福祉の手続き等		

2. 社会福祉協議会（調べて記入しましょう）

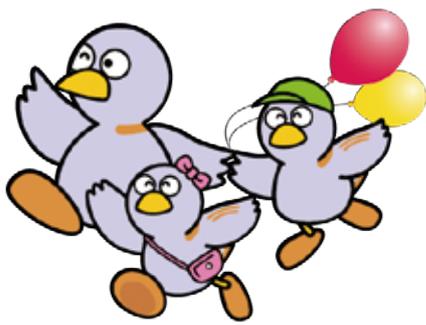
区分	内容	名称	電話番号
福 祉・ 生活全般	総合相談、 生活困窮世帯への貸付等		

【相談先がわからずお困りのときは…】

市町村民児協事務局	部署 電話
市町村行政主任児童委員 担当窓口	部署 電話

3. 保育所・幼稚園・学校等（調べて記入しましょう）

区分	名称	電話番号
保 育 所		
幼 稚 園		
小 学 校		
中 学 校		
高 校		
特別支援学校		
児 童 館 等		
公 民 館		



埼玉県マスコット「コバトン」

